

令和6年12月24日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

彦根市長 和田 裕行

市町村名 (市町村コード)	彦根市 (25202)
地域名 (地域内農業集落名)	田附町 (田附町、本庄町、南三ツ谷町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月23日 (第1回)

注1: 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2: 「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、地域内農地の9割近くを認定農業者である2つの法人経営体（地域外経営体含む）と2戸の個人経営体（40歳代、60歳代）に集積されている。残りは2戸の経営体（60歳代、70歳代）が耕作を行っている。

このうち、60歳代の2つの個人経営体、70歳代の個人経営体は数年後には離農の意向があるものの、2つの法人経営体（地域外経営体含む）および40歳代の個人経営体が、受け手として当該農地で耕作の継続をされることを見込んでいる。

しかし、規模拡大される中で、管理が行き届かなくなっていることも現実として見受けられ、各経営体に過度な負担がかからない、安定した経営継続ができるか課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

集落の経営体は土地利用型で水稻・麦・大豆等を作付けしている。麦・大豆においては、話し合いにて各経営体の農地の集積状況を鑑み、ブロックローテーションで行っている。今後は、面的集積や農地の集約を検討し、作業効率、生産性の向上を目指す。

一部農家が行っている、ハウス、露地での野菜栽培について、今後は経営の複合化も視野に入れた経営について検討すべき点である。

また、長年取り組んでいる世界農業遺産に認定された「琵琶湖システム」の中心的営みである「魚のゆりかご水田」についても、米の販売戦略において有益であるため継続して取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	90.26 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	90.26 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方 (範囲は、別添地図のとおり)

田附町および隣接する2町における農業振興地域内農用地の水田(青地の水田)を田附町地域計画のエリアとする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
作業効率が向上する方向性を基本に、耕作地の交換等により、集積、集約化を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域内の農地について、目標地図に基づいた農地中間管理機構による貸借を原則とする。
(3) 基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業から一定の期間が経過し、特に排水路関連の経年劣化、修繕が必要と思われる。 このような中、主線排水路、支線排水路の早期改修、農地の大区画化、暗渠排水の新規・更新施行等に取り組み、農業経営、農地の保全が効率よく行えるよう、土地改良区と協議を進める。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農の希望があった場合、就農者を支援できるよう関係機関等と協力し、地域の農業、地域の農地を守っていけるよう調整を行う。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策(多面的機能支払交付金)